

東京都内（八王子市を除く）指定通所介護事業所の皆さまへ

平成28年度改正にあたり、**平成27年度中に**確認いただきたい事項、手続き等についてまとめました。

貴事業所におかれましては、必要な手続き漏れ等がないよう、以下について**必ず御確認いただきますよう**よろしくお願いいたします。

制度改正概要

平成28年3月31日現在、『通所介護』のうち東京都へ届け出られている『事業所の利用定員』が厚生労働省令で定める数（19名未満を予定）については、平成28年4月1日に『地域密着型通所介護』となります。

定員の考え方、地域密着型サービスの制度等については、『資料2，3』を御参照ください

確認事項

① まず、貴事業所の利用定員について、再度御確認ください。
（※事業所の定員の考え方については、『資料2』を御参照ください。）

② 事業所の利用定員は、貴事業所の運営規程に定めるとともに、東京都へ届け出ることが必要です。
これまでの申請書控え、変更届控えを確認し、利用定員が正しく届け出られているか、確認してください。

⇒ **万が一、届出漏れがあった場合、速やかに変更届一式を御提出ください。**

※ 届出書類様式等については、ホームページ「東京都介護サービス情報」を御覧ください。
（http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html）

貴通所介護事業所の利用定員が
19名未満の場合

⇒ 『別紙①』を御参照ください。

貴通所介護事業所の利用定員が
19名以上の場合

⇒ 『別紙②』を御参照ください。

貴通所介護事業所の 今後の予定 （平成28年3月31日までの間）	平成28年4月1日以降の取扱い	必要な手続き	留意事項
1. 定員変更しない場合	平成28年4月1日に『地域密着型通所介護』に移行。	—	移行後の『地域密着型サービス』の取扱いについては、資料3を御参照ください。
2. 定員を変更する場合 （変更後の利用定員 = 19名未満 ）	同日に『通所介護』の指定の効力は失われる。	平成28年3月31日(必着)まで に、定員変更に伴う変更届・添付書類一式を揃えて、東京都（提出先は東京都福祉保健財団）に提出してください。	平成28年4月1日以降は、変更届では対応できません。 提出期限(必着)を厳守して届出を提出ください。
3. 定員を変更する場合 （変更後の利用定員 = 19名以上 ）	平成28年4月以降も、『通所介護』の指定が継続。	※食堂兼機能訓練室の面積増(改修や事業所移転を含む)を含む場合は、事前に図面を用意の上、東京都福祉保健財団へ御相談ください(要事前予約)。	※なお、平成28年4月1日以降の定員変更は、事業所所在の区市町村への廃止手続きと、東京都への新規申請が必要となるため、十分御留意ください。
4. 事業廃止する場合 （サテライト化）	『定員19名以上』の通所介護事業所のサテライト事業所となる。	・サテライト事業所となる通所介護事業所については、廃止予定年月日の1ヶ月前までに、『廃止届出書』と必要な添付書類を東京都（提出先は東京都福祉保健財団）に提出してください。	設置要件、必要な手続き等は、事前に東京都のホームページ(東京都介護サービス情報)で十分御確認ください。
5. 事業廃止する場合 （サテライト化）	『小規模多機能型居宅介護』のサテライト事業所となる。	・本体事業所の手続き等については、右記留意事項を参照してください。	設置の可否を含め、設置要件、必要な手続き等は、区市町村により異なります。事前に事業所所在地の区市町村へ御確認ください。
6. 事業廃止する場合	『廃止届出書』に記載された廃止年月日をもって、廃止。	廃止予定年月日の1ヶ月前までに、『廃止届出書』と必要な添付書類を東京都（提出先は東京都福祉保健財団）に提出してください。	事業を廃止するに当たり、利用者に必要なサービスが継続されるよう他事業所へ移行(紹介)することが義務付けられています。適切に御対応ください。
7. 平成27年度内に指定有効期間満了を迎え、指定更新申請をしない場合	指定有効期間満了日をもって、指定の効力を失う。	—	—

貴通所介護事業所の 今後の予定 （平成28年3月31日までの間）	平成28年4月1日以降の取扱い	必要な手続き	留意事項
1. 定員変更しない場合	平成28年4月以降も、『通所介護』の指定が継続。	—	
2. 定員を変更する場合 （変更後の利用定員 = 19名以上 ）		平成28年3月31日(必着)までに、定員変更に伴う変更届・添付書類一式を揃えて、東京都（提出先は東京都福祉保健財団）に提出してください。	
3. 定員を変更する場合 （変更後の利用定員 = 19名未満 ）	平成28年4月1日に『地域密着型通所介護』に移行。同日に『通所介護』の指定の効力は失われる。	※食堂兼機能訓練室の面積増（改修や事業所移転を含む）を含む場合は、事前に図面を用意の上、東京都福祉保健財団へ御相談ください（要事前予約）。	平成28年4月1日以降は、変更届では対応できません。 提出期限(必着)を厳守して届出を提出ください。 ※なお、平成28年4月1日以降の定員変更は、東京都への廃止手続きと、事業所所在の区市町村への新規申請が必要となるため、十分御留意ください。 また、移行後の『地域密着型サービス』の取扱いについては、資料3を御参照ください。
4. 事業廃止する場合	『廃止届出書』に記載された廃止年月日をもって、廃止。	廃止予定年月日の1ヶ月前までに、『廃止届出書』と必要な添付書類を東京都（提出先は東京都福祉保健財団）に提出してください。	事業を廃止するに当たり、利用者に必要なサービスが継続されるよう他事業所へ移行（紹介）することが義務付けられています。適切に御対応ください。
5. 平成27年度内に指定有効期間満了を迎え、指定更新申請をしない場合	指定有効期間満了日をもって、指定の効力を失う。	—	—